

平成30年度市民税・県民税について

三 木 市

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、『平成30年度市民税・県民税納税通知書』をお送りします。これは前年中(平成29年1月1日～12月31日)の所得金額等をもとに算定したものです。

納税義務者は、平成30年1月1日現在三木市内に住所又は事業所等を有する個人です。

目 次

- 1 平成30年度税制改正について
- 2 市民税・県民税が課税される方
- 3 市民税・県民税が課税されない方
- 4 計算方法
- 5 納税について
- 6 勤務先を退職等された方へ
- 7 一般的なお質問等
- 8 市民税・県民税の減免制度
- 9 市民税・県民税と所得税の所得控除額一覧表

【お問い合わせ】

三木市役所税務課市民税係
〒673-0492 三木市上の丸町10番30号
TEL (0794) 82-2000(代)
内線 2318

1 平成30年度税制改正について

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限が適用される給与収入1,200万円(控除額230万円)が、給与収入1,000万円(控除額220万円)に引き下げられました。

(2) 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の創設

適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点からセルフメディケーション税制が創設されました。

なお、本特例と通常の医療費控除を併用することはできません。

① 対象者

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う個人
(一定の取組：特定健康診査、予防接種、健康診断等)

② 控除対象医薬品

特定一般用医薬品(レシートに「★」等の記載があります。医薬品の詳細は、厚生労働省のホームページで確認してください。)

③ 控除額(8万8千円を超える場合は、8万8千円が限度額)

(支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされる額)－1万2千円

(3) 医療費控除の明細書添付義務化

医療費控除の申告をする際は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。領収書についてはご自宅等で5年間保存する必要があります(市から求められた時は、提示又は提出しなければなりません)。

なお、経過措置として、平成32年度の市民税・県民税の申告までは、従来どおり、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

2 市民税・県民税が課税される方

(1) 平成30年1月1日現在三木市内に住所を有する人が納税義務者となります。平成30年1月2日以降に他の市町村に転出された場合でも、平成30年度市民税・県民税は三木市に納めていただきます。平成30年度市民税・県民税は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの所得をもとに計算しています。

(2) 平成30年1月1日現在三木市内に事業所・家屋敷を有し(所有権の有無ではない)、一定額以上の所得がある方は、地方税法第294条第1項第2号及び三木市税条例第23条第1項第2号の規定により、三木市内に住所を有していても、応益性の見地から市民税・県民税均等割(5,800円)が課税されます。

3 市民税・県民税が課税されない方

以下に該当する方には、市民税・県民税は課税されません。

(1) 均等割も所得割も課税されない方

- a. 前年中において所得を有しなかった方
- b. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- c. 障がい者・未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方

d. 前年の合計所得金額が次の計算により求めた額以下の方

所得 \leq 28万円 \times (本人+控除対象配偶者+扶養親族数)〔控除対象配偶者又は扶養親族があるときは168,000円加算〕

(2) 所得割の課税されない方

前年の総所得金額等の合計額が次の計算により求めた額以下の方

所得 \leq 35万円 \times (本人+控除対象配偶者+扶養親族数)〔控除対象配偶者又は扶養親族があるときは320,000円加算〕

※ 上記の扶養親族には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

4 計算方法

市民税・県民税には、市民の皆さんに均等に負担していただく『均等割』と、所得に応じて負担していただく『所得割』があります。平成30年度の市民税・県民税は前年(29年中)の所得をもとにして次の方式により計算したものです。

① 均等割額(年額)

市民税・・・3,500円 県民税・・・2,300円

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保のため、平成26年度から平成35年度までの均等割に1,000円(市民税：500円、県民税：500円)を加算しています。

※ 県民税均等割のうち800円は、森林や都市の緑の保全・再生のために使われる『県民緑税』です。

② 所得割の税率

		市民税	県民税	
総合課税分		6%	4%	
分	短期譲渡所得	一般分	5.4%	
		軽減分	3%	
離	長期譲渡所得	一般分	3%	
		特定分	2,000万円以下の部分	2.4%
			2,000万円超の部分	3%
		軽減分	6,000万円以下の部分	2.4%
6,000万円超の部分	3%			
課	株式等の譲渡所得	一般株式等	3%	
		上場株式等	2%	
税	分	上場株式等の配当所得等	3%	
		先物取引の雑所得等	3%	

③ 税額控除

▼ 調整控除額

所得税と市民税・県民税の人的控除の額の差(詳細は【別表1】をご覧ください)による負担増を調整するため、市民税・県民税で減額します。

- (1) 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の人的控除額の差の合計額 } のいずれか少ない金額の5%
市民税・県民税の合計課税所得金額 } (市民税3%、県民税2%)
- (2) 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の人的控除額の差の合計額－(市民税・県民税の合計課税所得金額－200万円) } \times 5% (市民税3%、県民税2%)
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円になります。

▼ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン特別控除)

●対象者

平成21～33年中の入居者で、所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けており、所得税において控除しきれなかった金額がある人

●控除される額【控除割合 市民税3：県民税2】

次のいずれか少ない額が控除されます。ただし、居住年が平成26年4月から平成33年までであって、特定取得(住宅の取得等の額に含まれる消費税額等が8%又は10%である場合)に該当する場合には、「5%」を「7%」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した額となります。

- (1) 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額
- (2) 所得税の課税される所得金額等 \times 5%(最高97,500円)

▼ 寄附金税額控除額

●対象となる寄附金

- (1) 都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
* 「ふるさと納税」として被災地の県や市町村に直接寄附する場合や、日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府などに義援金として寄附した場合も対象となります。
- (2) 兵庫県共同募金会、兵庫県支部日本赤十字社に対する寄附金
- (3) 兵庫県が条例で指定した認定NPO法人等に対する寄附金(県民税のみ対象。市民税は対象外。)

●税額控除の計算方法【控除割合 市民税3：県民税2】

㉗、㉘、㉙の合計額が市民税・県民税の所得割額から減額されます。(控除対象寄附金額は総所得金額等の30%が上限)

- ㉗ 基本控除額(寄附金額－2千円) \times 10%
- ㉘ 特例控除額：都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のみ適用(寄附金額－2千円) \times 《下表》の該当する割合(市民税・県民税所得割額の20%が上限)
- ㉙ 申告特例控除額：ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合に加算特例控除額 \times 《下表》の該当する加算割合

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合	加算割合
0円以上195万円以下	84.895%	5.105/84.895
195万円を超え330万円以下	79.79%	10.21/79.79
330万円を超え695万円以下	69.58%	20.42/69.58
695万円を超え900万円以下	66.517%	23.483/66.517
900万円を超え1,800万円以下	56.307%	33.693/56.307
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%	
4,000万円超	44.055%	
0円未満(課税山林・退職所得金額を有しない場合)	90%	
0円未満(課税山林・退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合	—

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の注意点

確定申告書又は住民税申告書を提出した場合や5を超える地方団体に申告特例の申請を行った場合等は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、確定申告等で寄附金控除の申告が必要です。

▼ 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が控除されます。

配当所得の種類	※	市民税	県民税
剰余金の配当等に係る配当所得	①	1.6%	1.2%
	②	0.8%	0.6%
特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	外貨建等証券投資信託以外	①	0.8%
		②	0.4%
	外貨建等証券投資信託	①	0.4%
		②	0.2%

※ ① 課税所得金額が1,000万円以下の部分

② 課税所得金額が1,000万円超の部分

▼ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

特定配当及び特定株式等譲渡所得金額について申告した場合に、以下の割合で所得割から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

なお、所得割額から控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額があった場合、当該金額は個人の市民税・県民税に充当されます。また、充当することができなかった場合は、別途還付等されます。

《参考》上場株式等に係る配当所得の申告分離課税

上場株式に係る配当所得について、総合課税方式と申告分離課税方式が選べます。

▼ 総合課税方式の特徴

- ・ 配当控除がある
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算不可
- ・ 税率は市民税・県民税10%、所得税5～45%

▼ 申告分離課税方式の特徴

- ・ 配当控除がない
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算可
- ・ 税率は市民税・県民税5%、所得税15%

※いずれの場合も所得税には、復興特別所得税（基準所得税額×2.1%）が加算されます。

④ 税額の計算の仕方

総所得金額 - 所得控除合計 = 課税総所得金額 (1,000円未満切り捨て)

課税総所得金額 × 税率 = 税額控除前所得割額

税額控除前所得割額 - 税額控除額 = 所得割額

所得割額 + 均等割額 = 年税額 (100円未満切り捨て)

《参考1》給与所得の計算方法

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		
650,999円まで		0円	
円	円	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した額	
651,000	1,618,999		
1,619,000	1,619,999		969,000円
1,620,000	1,621,999		970,000円
1,622,000	1,623,999		972,000円
1,624,000	1,627,999	974,000円	
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額：A)	
1,800,000	3,599,999	「A×2.4」で求めた金額	
3,600,000	6,599,999	「A×2.8-180,000円」で求めた金額	
6,600,000	9,999,999	「A×3.2-540,000円」で求めた金額	
10,000,000円以上		「収入金額×90%-1,200,000円」で求めた金額	

《計算例》

「給与等の収入金額の合計額」が5,812,500円の場合の給与所得金額

- 5,812,500円 ÷ 4 = 1,453,125円
- 1,453,125円の千円未満の端数を切り捨てる ⇒ 1,453,000円・・・A
- 1,453,000円 × 3.2 - 540,000円 = 4,109,600円

《参考2》公的年金等にかかる雑所得の計算方法

公的年金等に係る雑所得額は、次の算式を使って計算します。

雑所得(公的年金分) = 公的年金等の収入金額の合計額 × 割合 - 控除額

年 齢	公的年金の収入金額の合計額	割 合	控 除 額
65歳未満の方 S28.1.2以後生	公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	700,001円 ～ 1,300,000円	100%	700,000円
	1,300,001円 ～ 4,100,000円	75%	375,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	85%	785,000円
	7,700,001円 以上	95%	1,555,000円
65歳以上の方 S28.1.1以前生	公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	1,200,001円 ～ 3,300,000円	100%	1,200,000円
	3,300,001円 ～ 4,100,000円	75%	375,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	85%	785,000円
	7,700,001円 以上	95%	1,555,000円

5 納税について

＜納税の方法＞

市民税・県民税の納税方法には、『給与からの特別徴収』と『公的年金からの特別徴収』、『普通徴収』の3種類があります。

▽『給与からの特別徴収』……平成30年6月～平成31年5月までの12回に分けて事業主が毎月の給与から差し引いて、市役所に納める方法です。

▽『公的年金からの特別徴収』……年金に係る市民税・県民税を年金から差し引いて、市役所に納める方法です。

◆ すでに年金特徴の方（特別徴収2年目以降）

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	【仮徴収】			【本徴収】		
徴収方法	特別徴収（年金からの天引き）					
税額	すでに通知している納付額			平成30年度の税額から4～8月に徴収した税額を引いた額の1/3ずつ		

◆ 平成30年10月から年金特徴となる方（特別徴収初年度）

期・月	第1期	第2期	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収（納付書等）		特別徴収（年金からの天引き）		
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

(1) 特別徴収の対象者

前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、当該年度の初日において公的年金等を受給されている65歳以上の方。ただし、次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・ 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方
- ・ 特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満の方
- ・ 特別徴収される市民税・県民税が公的年金から引ききれない方

(2) 市外に転出された方

次のとおり、転出された時期に応じて公的年金からの特別徴収を継続します。

転出時期	公的年金からの特別徴収
1/1～3/31	転出された年度の翌年度の仮徴収（8月）まで継続 本徴収は停止するので、第3・4期の普通徴収により納付
4/1～12/31	転出された年度の特別徴収（翌年の2月）まで継続

(3) 公的年金からの特別徴収税額が変更になった方

年度途中で公的年金からの特別徴収税額が変更になった場合であっても、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収が継続になります。

☆注意【重要】

- ・ 税額が前年度よりも減額になり、仮徴収の段階で年税額を完納できる場合等は、仮徴収の金額で徴収させていただき、過払い分につきましては、後日還付となります。(3ページ Q&A13を参照)
- ・ 年度途中で年金特徴が停止となった場合や、本年度の本徴収額がない場合は、翌年度の市民税・県民税の徴収方法が、上記特別徴収初年度と同様の方法となります。

▼ 公的年金からの特別徴収の対象となる税額

65歳未満の方

◆ 給与と公的年金がある方

市民税・県民税を給与から天引きされている事業所にお勤めの方の公的年金等に係る税額は、原則給与から特別徴収となります。

なお、給与所得と年金所得がある方（65歳未満）で、3月15日までに確定申告にて市民税・県民税の納付方法を普通徴収に選択されている場合、公的年金等に係る税額は、個人で納付（普通徴収）することができます。

65歳以上の方

◆ 給与と公的年金がある方

公的年金等に係る税額は、年金から特別徴収となります。

給与所得に係る税額は、給与から特別徴収となります。

◆ 公的年金とは別に、給与以外の所得のある方

公的年金等に係る税額は年金から特別徴収されます。給与以外の所得に係る税額は、個人で納付（普通徴収）となります。

▽『普通徴収』……納付書等で、6月末・8月末・10月末・1月末の4回に分けて金融機関等で納める方法です。

現在、『普通徴収』で会社勤めの方は、『給与からの特別徴収』に変更することができます。その場合、納税通知書を勤務先の給与担当者へ提示し、給与担当者を通じて、税務課へご連絡ください。ただし、65歳以上の方の公的年金所得に係る税額については、給与からの特別徴収を行うことはできません。

6 勤務先を退職等された方へ

会社等に勤務されている人の市民税・県民税は、本来6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれ、事業主が市役所へ納付することになっています。(給与からの特別徴収)

この間に退職等の理由により、勤務先の給与から市民税・県民税を差し引くことができなくなった場合は、未納額を個人が納付書等で納付していただくことになります。(普通徴収)

なお、普通徴収の納期は4回（6月末・8月末・10月末・1月末）に分かれており、退職月の翌月以降に到来する納期において、未納額を納付していただきます。

(例) 年税額240,000円の方が8月末で退職した場合は、第1期と第2期の納期が経過しているため、第3期、第4期の2回で、9月～5月まで未納額180,000円を納付していただきます。(下表を参照してください)

【特別徴収：8月末退職のため、9月以降、給与からの特別徴収ができない】

徴収済額			未納額								
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
6万円			18万円								

【退職後：納付書等で納付する額】

期	第1期	第2期	第3期	第4期
納付額	—	—	9万円	9万円
納期限	6月末	8月末	10月末	1月末

7 一般的なご質問等

Q 1 三木市の市民税・県民税は他の市町村と比べると高いと聞いたのですが？

A 1 市民税・県民税は、全国一律の税率及び算出方法のため、三木市が他の市町村と比べて高いということはありません。ただし、兵庫県では平成18年度～32年度まで県民税均等割に『県民緑税（800円）』が加算されています。

Q 2 今は三木市に住んでいないのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 2 市民税・県民税は、毎年1月1日現在居住している市町村で、その年度分が課税されます。このため1月2日以降に三木市から他の市町村に転出された場合も、今年度の市民税・県民税は、三木市で課税されます。新しい住所地の市町村では、翌年度から課税されます。

Q 3 本人は死亡しているのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 3 納税義務者であるかどうかは、その年度の1月1日時点で判断します。納税義務者が1月2日以降に死亡された場合、納税義務は消滅するのではなく、その方の相続人に継承されます。

Q 4 去年は働いていましたが、現在は無職なのに納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 4 今年度の市民税・県民税は前年中の所得に対して課税されます。そのため、現在無職であっても納付していただくことになります。

Q 5 退職時まで給与から天引きされていたのに、納税通知書が届くのはなぜですか？

A 5 会社にお勤めの方は、6月から翌年5月までの12か月間において、毎月の給与から差し引いて納めていただくことになります。ところが、年度途中で退職されたため、残りの市民税・県民税を給与から天引きすることができなくなりました。そのため、残りの税額を納めていただくために、納税通知書をお送りいたしました。詳細は『6 勤務先を退職等された方へ』をご覧ください。

Q 6 年金から特別徴収（天引き）するかどうかを、選択することができますか？

A 6 本人による選択は認められていません。地方税法により、市民税・県民税が課税される年度の4月1日現在65歳以上の方の公的年金所得にかかる市民税・県民税については、特別徴収の方法によって徴収するものとされています（特別徴収される公的年金受給額が年額18万円未満である場合等は除く）。しかし、次のような場合、公的年金からの特別徴収が中止されます。
 ・死亡した場合
 ・年度途中で公的年金所得に係る所得割額、均等割額の合計額に変更があった場合
 ・既に特別徴収により仮徴収された金額が、その年度の税額を上回った場合
 ただし、特別徴収税額に変更があった場合は、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収が継続となります。
 なお、特別徴収されなかった残りの税額については、普通徴収により納付していただくことになります。また、年度途中で公的年金からの特別徴収が中止された場合、年金からの特別徴収は翌年度10月年金支給分から再開されます。

Q 7 市民税・県民税と所得税の違いがありますか？

A 7 次のとおりです。

	市民税・県民税	所得税
納付先の機関	市役所（市・県）	税務署（国）
課税対象所得	前年中の所得	本年中の所得
均等割	あり	なし
税率	市6% 県4% (分離課税分は別税率)	5～45% (復興特別所得税(基準所得税額×2.1%)が加算されます。)
所得控除額	『9 所得控除額一覧表』のとおり	
税額控除	配当控除の率等が異なります。	
納税の方法等	給与所得者	6月～5月までの毎月の給与から天引き。 (特別徴収) 年末調整がありません。
	自営業者等	1月～12月までの給与及び賞与から天引き。 (源泉徴収) 年末調整があります。
	年金所得者(65歳未満)	年4回(6月・8月・10月・1月)で納めていただきます。(普通徴収) *給与所得者であり、年金所得者の場合は年金所得分も給与から天引き。 (申出により普通徴収での納付も可能)
	年金所得者(65歳以上)	年6回支給される年金から天引き。(特別徴収) ただし、特別徴収初年度は、6・8月は普通徴収、10・12・2月は特別徴収。

Q 8 妻のパート収入が103万円以下なら税金はかからないのですか？

A 8 所得税は課税されませんが、市民税・県民税は課税されます。市民税・県民税が課税されない所得の基準額は28万円以下なので、収入として93万円を超えると市民税・県民税が課税されることになります。
 なお、扶養控除は収入が103万円を超えると受けることができません。

【参考】

妻のパート収入	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除	妻自身の税金	
			市民税・県民税	所得割
93万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない
93万円超 100万円以下			かからない	かかる
100万円超 103万円以下	受けられない	かかる		
103万円超 141万円未満		受けられる	かかる	
141万円以上	受けられない	受けられない	かかる	

Q 9 年度途中で就職したのですが、普通徴収分の市民税・県民税を給与から天引き（特別徴収）してもらうことはできますか？

A 9 市民税・県民税を給与から天引きするためには、勤務先の給与担当の方にご相談いただき、勤務先から三木市に手続きをしていただく必要があります。なお、納期限の過ぎた分を給与からの天引きに変更することはできません。

Q 10 公的年金400万円以下の収入しかないため、確定申告をしませんでしたが、昨年と比べ税金が高いのですが…？

A 10 公的年金の源泉徴収票に記載されていること以外で控除に追加するものがある場合（生命保険料控除等）、公的年金収入が400万円以下のため確定申告が不要の方であっても、市民税・県民税の申告をしていただくと市民税・県民税が安くなる場合があります。

Q 11 介護保険料と市民税・県民税で特別徴収される年金が異なる場合がありますか？

A 11 介護保険料と市民税・県民税は、同一の年金から特別徴収を行います。ただし、市民税・県民税の課税対象とならない障害年金や遺族年金から介護保険料が特別徴収されている方は、市民税・県民税については普通徴収となります。

Q 12 私は65歳で公的年金所得と不動産所得があります。公的年金からの特別徴収が始まりますが、不動産所得に係る税額も含めて公的年金から市民税・県民税を天引きしてもらえますか？

A 12 公的年金から天引きできる市民税・県民税は公的年金所得に係る税額のための、不動産所得に係る市民税・県民税は、引き続き納付書等で納付をお願いします。

Q 13 納税通知書に記載されている公的年金からの特別徴収税額よりも、実際に年金から特別徴収されている税額が多いです。なぜですか？

A 13 4月、6月、8月に特別徴収されることを仮徴収といい、前年度分の年税額の1/6ずつが特別徴収されます。しかし、仮徴収された合計税額が、所得控除額の増加や所得の減少等の理由から、本年度の公的年金分に係る市民税・県民税の年税額より、上回ってしまう場合があります。特別徴収された過納金については、特別徴収された翌月下旬頃に還付(充当)通知書を送付いたします。

- 6月までの仮徴収税額で年税額を上回る場合
税額が決定する6月に厚生労働大臣等の年金保険者に対して特別徴収の停止の通知を行います。そのため、税額の決定前となる4月、6月は前年度分の年税額の1/6ずつを特別徴収され、8月から特別徴収が停止されます。
- 8月の特別徴収税額が前年度の2月分の特別徴収税額より少ない場合
仮徴収の金額を年度途中に変更することができないため、4月、6月、8月ともに前年度分の年税額の1/6ずつが特別徴収されます。

8 市民税・県民税の減免制度

会社にお勤めの方（アルバイト・パートは不可）が非自発的失業（会社の倒産等）により、市民税・県民税の全額負担が困難な場合は、申請によって減免を受けられる場合があります。ただし、以下の条件を全て満たし、納期限の7日前までに申請を行う必要があります。

- 申請時において、3か月以上無職の状態が継続している方
- 預貯金が一定以下
- 前年の合計所得金額が一定以下

【申請時にご持参いただくもの】

- 印鑑（認印）
- 市民税・県民税納税通知書
- 雇用保険受給資格者証
- 過去3か月分の家計収支明細

なお、決定には預貯金照会を行いますので、2、3か月ほど時間がかかります。決定までに納期限が到来する市民税・県民税に関しては、納付をお願いします。

9 市民税・県民税と所得税の所得控除額一覧表

所得控除		市民税・県民税	所得税																																													
雑損控除		差引損失額－総所得金額等の合計額×10%＝A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円＝B A又はBのいずれか多い方の金額 ※差引損失額＝損害金額－保険金等で補てんされる金額	市民税・県民税に同じ																																													
医療費控除		支払った医療費の金額－保険金等で補てんされる金額－〔10万円〕と「総所得金額等の合計額×5%」とのいずれか少ない方の金額 (限度額は200万円) ※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額は8万8千円)	市民税・県民税に同じ																																													
社会保険料控除		支払った社会保険料の合計額	市民税・県民税に同じ																																													
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づいて、支払った掛金の金額	市民税・県民税に同じ																																													
生命保険料控除	(1) 新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等	次の①～③について(1)又は(2)で計算した金額の合計額(最高7万円) ①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料 年間の支払保険料等 控除額 12,000円以下 支払保険料等の全額 12,000円超 32,000円以下 支払保険料等×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下 支払保険料等×1/4+14,000円 56,000円超 一律28,000円	次の①～③について(1)又は(2)で計算した金額の合計額(最高12万円) ①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料 (1) 新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 年間の支払保険料等 控除額 20,000円以下 支払保険料等の全額 20,000円超 40,000円以下 支払保険料等×1/2+10,000円 40,000円超 80,000円以下 支払保険料等×1/4+20,000円 80,000円超 一律40,000円																																													
	(2) 旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	年間の支払保険料等 控除額 15,000円以下 支払保険料等の全額 15,000円超 40,000円以下 支払保険料等×1/2+7,500円 40,000円超 70,000円以下 支払保険料等×1/4+17,500円 70,000円超 一律35,000円	(2) 旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 年間の支払保険料等 控除額 25,000円以下 支払保険料等の全額 25,000円超 50,000円以下 支払保険料等×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払保険料等×1/4+25,000円 100,000円超 一律50,000円																																													
地震保険料控除	(1) 地震保険契約の支払保険料	次の算式により計算した(1)と(2)の合計額(最高2万5千円) ①50,000円以下の場合…支払保険料の50% ②50,000円を超える場合…25,000円	次の算式により計算した(1)と(2)の合計額(最高5万円) ①50,000円以下の場合…支払保険料の全額 ②50,000円を超える場合…50,000円																																													
	(2) 旧長期損害保険契約の支払保険料	①5,000円以下の場合…支払保険料の全額 ②5,000円を超え15,000円以下の場合…支払保険料×50%+2,500円 ③15,000円を超える場合…10,000円	①10,000円以下の場合…支払保険料の全額 ②10,000円を超え20,000円以下の場合…支払保険料×50%+5,000円 ③20,000円を超える場合…15,000円																																													
		※旧長期損害保険契約とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等で、保険期間が10年以上で満期返戻金があるものをいいます。 ※一つの損害保険契約が(1)と(2)の両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。																																														
寄附金控除		平成21年度分から、これまでの「所得控除方式」から、直接税額から控除する「税額控除方式」に変更されました。 【詳しくは「4 計算方法」をご覧ください。】	特定の寄附を行った場合 〔特定寄附金の合計額〕と「総所得金額等の合計額×40%」とのいずれか少ない方の金額－2千円																																													
人的控除	障害者控除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が該当するとき 障がい者一人につき 26万円(特別障害者 30万円)	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が該当するとき 障がい者一人につき 27万円(特別障害者 40万円)																																													
	同居特別障害加算	23万円加算	35万円加算																																													
	寡婦(寡夫)控除	本人が該当するとき 26万円(特定の寡婦 30万円)	本人が該当するとき 27万円(特定の寡婦 35万円)																																													
	勤労学生控除	本人が該当するとき 26万円	本人が該当するとき 27万円																																													
	配偶者控除	控除対象配偶者…33万円 老人控除対象配偶者…38万円 ・「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち70歳以上(昭和23年1月1日以前生まれ)の人をいいます。	控除対象配偶者…38万円 老人控除対象配偶者…48万円																																													
配偶者特別控除	前年の合計所得金額が 1,000万円以下であり、かつ、生計を一にする配偶者の合計所得金額が380,001円～759,999円であれば控除を受けることができます。 なお、合計所得金額が380,000円以下の場合、配偶者控除の対象となり、配偶者特別控除の適用はありません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の給与収入金額(円)</th> <th rowspan="2">配偶者の給与所得金額(円)</th> <th colspan="2">配偶者特別控除額(円)</th> </tr> <tr> <th>市民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,030,001～1,049,999</td><td>380,001～399,999</td><td>330,000</td><td>380,000</td></tr> <tr><td>1,050,000～1,099,999</td><td>400,000～449,999</td><td>330,000</td><td>360,000</td></tr> <tr><td>1,100,000～1,149,999</td><td>450,000～499,999</td><td>310,000</td><td>310,000</td></tr> <tr><td>1,150,000～1,199,999</td><td>500,000～549,999</td><td>260,000</td><td>260,000</td></tr> <tr><td>1,200,000～1,249,999</td><td>550,000～599,999</td><td>210,000</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>1,250,000～1,299,999</td><td>600,000～649,999</td><td>160,000</td><td>160,000</td></tr> <tr><td>1,300,000～1,349,999</td><td>650,000～699,999</td><td>110,000</td><td>110,000</td></tr> <tr><td>1,350,000～1,399,999</td><td>700,000～749,999</td><td>60,000</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>1,400,000～1,409,999</td><td>750,000～759,999</td><td>30,000</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>1,410,000～</td><td>760,000～</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	配偶者の給与収入金額(円)	配偶者の給与所得金額(円)	配偶者特別控除額(円)		市民税・県民税	所得税	1,030,001～1,049,999	380,001～399,999	330,000	380,000	1,050,000～1,099,999	400,000～449,999	330,000	360,000	1,100,000～1,149,999	450,000～499,999	310,000	310,000	1,150,000～1,199,999	500,000～549,999	260,000	260,000	1,200,000～1,249,999	550,000～599,999	210,000	210,000	1,250,000～1,299,999	600,000～649,999	160,000	160,000	1,300,000～1,349,999	650,000～699,999	110,000	110,000	1,350,000～1,399,999	700,000～749,999	60,000	60,000	1,400,000～1,409,999	750,000～759,999	30,000	30,000	1,410,000～	760,000～	0	0
配偶者の給与収入金額(円)	配偶者の給与所得金額(円)	配偶者特別控除額(円)																																														
		市民税・県民税	所得税																																													
1,030,001～1,049,999	380,001～399,999	330,000	380,000																																													
1,050,000～1,099,999	400,000～449,999	330,000	360,000																																													
1,100,000～1,149,999	450,000～499,999	310,000	310,000																																													
1,150,000～1,199,999	500,000～549,999	260,000	260,000																																													
1,200,000～1,249,999	550,000～599,999	210,000	210,000																																													
1,250,000～1,299,999	600,000～649,999	160,000	160,000																																													
1,300,000～1,349,999	650,000～699,999	110,000	110,000																																													
1,350,000～1,399,999	700,000～749,999	60,000	60,000																																													
1,400,000～1,409,999	750,000～759,999	30,000	30,000																																													
1,410,000～	760,000～	0	0																																													
扶養控除	一般扶養親族一人につき…33万円 特定扶養親族一人につき…45万円 老人扶養親族一人につき…38万円 同居老親等一人につき…45万円 ・「一般扶養親族」とは、扶養親族のうち16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満(昭和23年1月2日～平成7年1月1日、及び、平成11年1月2日～平成14年1月1日生まれ)の人をいいます。 ・「特定扶養親族」とは、扶養親族のうち19歳以上23歳未満(平成7年1月2日～平成11年1月1日生まれ)の人をいいます。 ・「老人扶養親族」とは、扶養親族のうち70歳以上(昭和23年1月1日以前生まれ)の人をいいます。 ・「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち納税義務者やその配偶者の直系尊属で、同居を常況とする人をいいます。 ※16歳未満(平成14年1月2日以降生まれ)の扶養控除は平成24年度から廃止されました。	一般扶養親族一人につき…38万円 特定扶養親族一人につき…63万円 老人扶養親族一人につき…48万円 同居老親等一人につき…58万円																																														
基礎控除	33万円	38万円																																														

【別表1】調整控除(人的控除の差)

控除の種類		金額	控除の種類		金額
扶養控除	一般	5万円	障害者控除	普通	1万円
	特定	18万円		特別	10万円
	老人	10万円	同居特別障害者加算		12万円
	同居老親	13万円			
配偶者控除	一般	5万円	寡婦控除	一般	1万円
	老人	10万円		特別	5万円
配偶者特別控除	38万円超40万円未満	5万円	勤労学生控除		1万円
	40万円以上45万円未満	3万円	基礎控除		5万円